

男女共同参画週間 6月23日～29日 「男で〇、女で〇、共同作業で〇。」

平成29年度の男女共同参画週間は、女性も男性も、自らの意思により個性と能力を發揮して活躍できる職場環境の実現を重点とし、「男で〇、女で〇、共同作業で〇。」をキャッチフレーズとして実施されます。



市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動など、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが重要です。

市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動など、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが重要です。

市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動など、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが重要です。

市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動など、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが重要です。

市では、「青梅市男女平等推進計画」を策定し、啓発講座や広報活動など、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが重要です。

平成29年度国民健康保険税について

国民健康保険加入者へ ジェネリック医薬品 差額通知書を送付します 市では、医療費の自己負担額の軽減と医療保険財政の健全化を目的として、国民健康保険に加入している方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。

対象となる方は薬の処方を受けており、ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できる見込まれる方です。

なお、この通知による医療費の支払いや還付金は発生しません。ジェネリック医薬品とは、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師へ相談してください。

許が切れた後に販売される、基本的に先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品に比べ安価で経済的です。薬代の自己負担の軽減になります。

お手元に届きましたら、同封の「請求手続きのご案内」をご覧ください。手続きは、8月1日以前でも可能です。手続き場所 青梅年金事務所

※年金加入期間がすべて国民年金第1号被保険者は、市保険年金課国民年金係（市役所1階）で手続きができます。資格期間 国民年金の保険期間

平成29年度の国民健康保険税は税率等の改正を行わず、28年度と同じ所得割税率、均等割額となります。29年度の税率等（表1参照）です。

平成29年度の国民健康保険税は税率等の改正を行わず、28年度と同じ所得割税率、均等割額となります。29年度の税率等（表1参照）です。

平成29年度の国民健康保険税は税率等の改正を行わず、28年度と同じ所得割税率、均等割額となります。29年度の税率等（表1参照）です。

表1 平成29年度の税率等および課税限度額

Table with 3 columns: 区分, 28・29年度, 税率/課税限度額. Rows include 医療分, 支援金分, 介護分.

引き上げ率・額は据え置き

表2 減額対象世帯

Table with 4 columns: 減額割合, 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減. Rows for 29年度 and 28年度.

特定同一世帯所属者数とは、国民健康保険に加入していた方が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した後も75歳未満の方で引き続き国民健康保険加入者がいる世帯の場合、移行した後期高齢者医療制度加入者数を言います。

◆保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。

Insurance fee calculation formula: 保険料額(年額) = 均等割額 + 所得割額

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。

表1 均等割額の軽減

Table with 2 columns: 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯, 軽減割合. Rows for 9割, 8.5割, 5割, 2割.

65歳以上（平成29年1月1日現在）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

表2 所得割額の軽減

Table with 2 columns: 賦課のもととなる所得金額, 軽減割合(国+広域連合). Rows for 15万円以下, 20万円以下, 58万円以下.

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減割合が加算されており、平成29年度は据え置きとなっていますが、30年度以降に見直しが見込まれています。

の施策を推進しています。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

25年からの受給資格期間が短縮されます

これまで年金を受け取るためには、受給資格期間が25年必要でしたが、平成29年8月1日からは10年に短縮されます。

平成29年度後期高齢者医療保険料について

皆さんが病气やけがをしたときの医療費などの支払に充てるため、医療費の自己負担分（1割または3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。

※低所得による均等割の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

